

議 事 録

第 19 回 定 例 総 会

平成31年2月8日

太田市農業委員会第19回定例総会議事録

開会日時 平成31年2月8日(金) 午後 2時
閉会日時 平成31年2月8日(金) 午後 3時10分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶 13 山田 清作
15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江 18 武内 満
19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子

欠席委員 (3人)
9 小林 良孝 14 高柳 章 22 中村 薫

出席職員 (8人)
小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第19回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。
事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員3名です。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、15番 石原 孝志 委員 と 18番 武内 満 委員の2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 ありません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を

求めます。

提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田上田中町の土地 畑 273 m² 外2筆 計2,440 m²について、売買契約が不成立により許可を一部取り消すものです。以上提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員

議案第1号、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番についてご報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は7件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 畑 688 m²、農地規模の拡大を図るために譲

り受けたい。

2番 鳥山上町の土地 畑 673 m²、農地規模の拡大を図るために譲り受けたい。

3番 成塚町の土地 畑 20 m²、農地規模の拡大を図るために譲り受けたい。

4番 菅塩町の土地 畑 1,180 m² 外8筆 計8,340 m²、夫より農地を譲り受け、農業に精進したい。

5番 菅塩町の土地 田 667 m² 外1筆 計1,935 m²、農地規模の拡大を図るために譲り受けたい。

6番 大原町の土地 畑 2,709 m²、農地規模の拡大を図るために譲り受けたい。

7番 新田上田中町の土地 畑 1,983 m²、農地規模の拡大を図るために譲り受けたい。

なお、番号1番から7番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 番号1番についてご報告申し上げます。番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、本件の申請も経営規模の拡大のためであり、現地を確認したところ、四方とも畑になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断いたしました。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2から5番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 2番について、本件は所有権の移転です。土地の譲受人は、不動産業とともに農業を営んでおり、農地所有面積は1万㎡を所有しております。この土地は畑地の農地と認められます。農地を譲り受け、経営規模を拡大したいとのことです。譲渡人は、高齢のため農業をしていないので譲渡したいとのことです。面積も要件を満たしているため、第3地区協議会として許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度の審議をお願いいたします。
- 3番委員 続いて、3番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は、約7反の畑で野菜の栽培に取り組んでおり、耕作に必要な農機具も所有しています。このたび譲渡人から農地を分筆し、測量したら余剰面積が発生し、その面積が20㎡と比較的小さな畑であり、耕作もしづらいため譲りたいということで、隣接する譲受人の所有する畑と一体にして耕作していくとのことで、耕作者として問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- 議長 続いて、4番について、夫婦間での贈与で、夫である譲渡人は高齢により体調不良が続きがちで、元気なうちに妻に財産を贈与したいということです。譲受人である婦人は農業経営に強い意欲を持っており、夫の強い要望により、申請地を取得し、農業に精進したいということです。農業経営では、名義変更のみで今までどおり継続しているため問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- 議長 続いて、番号5番について、譲受人は、稲作と野菜を5,739㎡の農地で農業経営を行っていますが、申請地を取得し、農業経営の拡大を図りたいということです。大型農機具のトラクター、コンバイン、田植え機等所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- 議長 再度2番から5番について、ご審議のほどよろしく願います。ただいま、第3地区協議会より2番から5番について報告がありました。

- たが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号2番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号2番から5番を許可とすることに決定
します。
- 委員 議長 続いて、番号6番から7番について、第6地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。なお、7番については第5地区協議会にも関連
がありますので、あわせて報告願います。
- 5番委員 第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。番号6番につ
いて、許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。
譲受人は、ほうれん草、枝豆、小松菜の栽培を中心とした農業経
営をしており、規模拡大を図るため申請地を取得するものです。周辺
農地への影響はなく、問題ないと思われ、農地法第3条第2項各号に
該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 17番委員 7番について、チェックリストに基づき調査した結果を報告いたしま
す。譲受人は、意欲的にほうれん草や小松菜の栽培に取り組んでおり、
農機具、作業場等の確保もされており、休みのときには長男の方も農
業を手伝っており、農地を譲り受け、規模拡大するものです。現地の
確認の報告は、綿打地区よりお願いいたします。
再度ご審議をお願いいたします。
- 2番委員 同じく7番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結
果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、許可相当と
意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いします。
- 委員 議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号6番と7番に
ついて報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので審議を求めます。
提出件数は7件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 1,388 m²の内0.22 m² 外1筆 計2,477 m²の内0.42 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

2番 上小林町の土地 456 m²の内123.68 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

3番 鶴生田町の土地 187 m²、農地区分 第二種、農業施設用地として転用するものです。

4番 新田市野倉町の土地 2,757 m²の内1.03 m²、農地区分 農用地区域内農地、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

5番 新田市野井町の土地 991 m² 外1筆 計1,540 m²、農地区分 第二種、埋蔵文化財試掘調査用地として一時転用するものです。

6番 新田下田中町の土地 2,027 m² 外1筆 計2,527 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。農地改良として一時転用するものです。

7番 大原町の土地 1,711 m²の内0.816 m²、農地区分 農用地区域内農地、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

以上提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします
ます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
いたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願いま
す。

4番委員 まず、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに
基づき調査結果を報告します。申請人は、営農を継続しながら、営農
型太陽光発電施設を設置し、基盤の強化を図りたいとの申請です。現
地を確認したところ、申請地は麦が栽培されており、北側は道路、西
側、南側は休耕田、東側は申請人の宅地、周辺農地への支障もなく、
問題がないので、許可相当と意見決定しました。なお、太陽光発電施
設の下側には蜜源植物ということで栽培計画が提出されております。
10年間の計画が密にされておりますので、問題なく、許可相当と意見
決定しました。
番号1番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番についてご報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

20番委員 蜜源植物ということですが、植物の名前を教えてください。

4番委員 1年目がレンゲ、レモンバーム、シロツメクサ、2年目がレモンバ
ーム、シロツメクサ。以下、こういう状態で10年間の作付の品種が提出
されております。

20番委員 この3種類でずっと10年間行うわけですか。

4番委員 レンゲもあります。

20番委員 レンゲと、レモンバームと、シロツメクサで。

4番委員 はい。

20番委員 レンゲは1年草なので次の年にはないと思うんですけども、レモン
バームというのはすごく繁殖力が強いから、大体これで覆われちゃう
と思うんですけども、その場合の。

4番委員 1年目のレンゲを开花させて、敷き込みを5月に行い、また10月に播
種します。レモンバームとシロツメクサは、5月に播種して、10月ま
で花を咲かせて蜜をとると。2年目については、同じ5月から、7月
から10月まで蜜をとると。そんなような感じで10年間の計画書が提

出されています。

20番委員 その種類を全部混ぜて蒔くのではなくて、場所を変えて開花するわけですか。

4番委員 そうですね。互い違いに、2カ所ありますので。

20番委員 そうしたら栽培は可能ですか。

4番委員 太陽光発電もゆとりを持って計画書には設置されていますので、太陽光、遮光率ですか、そういうのには問題ないということでございます。

20番委員 蜜源として、モデル事業になるようにやってもらいたいと思います。

4番委員 申請人の自宅がすぐ東側にあるんですけども、そこで奥さんがジャムをつくったりいろいろして工房的なものもやっているのでも利用すると。それから、尾島に、何と言いましたか…。●●●●●。そちらのほうにも出荷というか、出して生成してもらおうという形で、きっちりと計画は提出されていますので問題ないと。そういう判断で許可相当ということですよ。

20番委員 ファクトリーの人ですね。

4番委員 ファクトリーです。●●●●●●●●●●だったっけ。下には麦が今栽培されているんですけども、●●●●●●●●●●さんという方が、高林北町に住んでいるんですけども、あの辺一带、随分手広くやっております。以前はこの申請地も遊休農地という形で、二、三年前から麦をつくって、実際は田んぼなんですけれども、水の便が非常によくないということで休耕田になった場所なんですけれども、そこを耕して今麦を作付しているという状況です。

20番委員 わかりました。

議長 質問はよろしいですか。それから、議長として私申し上げたいのですが、私が議長をしておりますので、相対で対話してもらおうと議長は困ってしまいます。質問する方は質問するで、答弁する方は答弁する方で、終わりましたら、それで終わらしましょう。次の方がいるかもしれません。

それでは続けますけれども、ほかに質問はありますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、採決いたします。番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報

告願います。

1 3 番委員 2番について、許可基準チェックリストに基づいて現地調査した結果を報告いたします。申請人は、自宅の建て替えに当たり調査をしたところ、車庫、プレハブ、市道などを農地法の許可を得ずに利用していたことが判明いたしました。以後、このような違法行為のないように農地法を遵守しますということで、始末書を入れていただきました。現地調査の結果では、周辺は住宅地で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等ないので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 8 番委員 3番について、所有者は不動産業とともに農業をしております。平成元年に農地187㎡に農作業用の機械、保冷库、精米機を置くため倉庫をつくりましたが、農地法の許可を得ずに利用していることが判明しました。周囲は住宅地で、農業に差し支えなく、本人も始末書等を提出し反省していますので、第3地区として許可相当と意見決定いたしました。
再度の審議をよろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号4番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 20番委員 議案第3号、4番について報告いたします。第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。初めに、番号4番について報告いたします。申請人は現在の耕作地を利用し、営農を続けながら営農型太陽光発電施設の設置を継続し、営農基盤の強化を図りたいとのことです。現地につきましては、北と東と西が農地、南が住宅となっております。下部農地では蜜源の栽培を行う計画となっておりますが、営農の実態が不明であったため、10月に申請人立ち会いのもと現地確認を行いました。その際、蜜源植物が全面的に確認できたわけではありませんでしたが、申請人の説明の中では、なかなか定着が難しいという状況もあり、何度か追加で種まきを行ったとの話がありました。また、今回の更新の申請に伴い、蜜源として安定的な営農を図るため、営農経験があり、開花時期の長い柑橘類の栽培を新たに行うとのことです。以上のことを踏まえまして、第5地区協議会で協議した結果、適正な営農に努めること、農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地確認する際には、営農状況について説明をすることを誓約する文書の提出を求め、許可相当と意見決定いたしました。
- 2番委員 続いて、番号5番について報告いたします。申請地は、申請人は農地転用の計画があり、申請地が遺跡地内であるため、埋蔵文化財地区調査を行うための一時転用です。試掘のための申請ですので問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
- 2番委員 4番、5番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 2番委員 続いて、6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、地盤が低く、雨が降ると排水が悪く耕作不能のため、かさ上げし農地改良をするための一時転用です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
- 2番委員 4番、5番、6番、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号4番から6番についてご報告があ

委員	<p>りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>なし。</p> <p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。</p>
5番委員	<p>第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、現在牧草を栽培していますが、農業経営の安定を得るため、営農型太陽光発電施設の建設を計画するものです。下部の農地では榊の栽培を予定しております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないと思われ、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、第6地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委員	<p>なし。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので審議を求めます。</p> <p>提出件数は13件です。事務局より提案をお願いいたします。</p>
事務局	<p>提出件数13件について、朗読し詳細に説明する。</p> <p>1番 由良町の土地 622㎡、農地区分については、「宅地化に達して</p>

いる区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。露天駐車場用地として転用するものです。

2番 台之郷町の土地 310 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 台之郷町の土地 942 m² 外2筆 計987 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

4番 上小林町の土地 422 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

5番 上小林町の土地 176 m² 外1筆 計356 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 179 m² 外1筆 計572 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 新田木崎町の土地 3,366 m² 外1筆 計4,030 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

8番 新田市野井町の土地 578 m²、農地区分 第二種、郵便局舎用地として転用するものです。

9番 新田上江田町の土地 290 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 新田花香塚町の土地 195 m²、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」との理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可となりますが、農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を設置する場合は例外規定があり、問題ないと考えます。農機具置場用地として転用するものです。

11番 新田萩町の土地 2,079 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。露天資材置場用地として転用するものです。

12番 藪塚町の土地 441 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

13番 大原町の土地 12㎡ 外2筆 計548㎡、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「既存の施設の面積の2分の1以内での拡張」については例外規定があり問題はないと考えます。農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願ひいたします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

12番委員

番号1番について、チェックリストに基づいた報告を行います。譲受人は、現在社会福祉法人●●●として介護福祉業を営み、主に老人介護に当たっております。このたび、現在駐車場として使用している土地に建物を増築することにより駐車場が不足してしまうため、新たに駐車場を確保する必要が生じたため、本申請に至ったわけです。譲渡人は、譲受人の法人の代表者を務めていることから、土地を提供することになったものであります。現地を確認したところ、周囲は北側に住宅、東は道路、南は田、西側は水路になっており、農地への支障はないものと思え、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議 長 続きまして、番号2番から6番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

13番委員

2番の報告をします。譲受人は龍舞町のアパートに夫婦で生活してお

りますが、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を調査したところ、周辺は宅地化されているために、農地への影響もないので、許可相当と決議いたしました。審議のほどよろしく願います。

続きまして、3番、譲受人は矢場町で建設業を営んでおります。主として型枠の施工工事を行っていますが、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、露天資材置場として利用したいという意向です。現地調査をしたところ、北側と西側は太陽光発電施設で、南側は道路、東側は農地ですが、付近への農地の影響もないと思われるため、許可相当と決議いたしました。再度の審議をお願いいたします。

4番、譲受人は両親と同居していますが、父の土地を借りて自己の住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、西側と南側は道路で、東側と北側は父親の土地で、周辺農地への支障もないと思います。許可相当と決議いたしました。再度のご審議をお願いいたします。

5番、譲受人は父親の所有物である持ち家に生活していますが、同居するために自己の住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、南側は道路で、東側は農地ですが雑草地です。北側と西側は農地ですが、農地への支障もないと思いますので、許可相当と決議いたしました。

続きまして、6番、譲受人は太田市内のアパートに住んでいますが、自己の住宅を建築するものです。農地の状況は5番と同じで、農地への影響はほぼないと思います。この近くはほとんど住宅地になっているところなので、農地に影響はないと思います。

再度のご審議をお願いいたします。2番から6番まで報告いたしました。よろしく願います。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第2地区協議会より番号2番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号2番から6番を許可とすることに決定します。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号7番から11番について、第5地区協議会で調査した意見 |

結果を報告願います。

- 7番委員 議案第4号、7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとのことです。周囲は、北、東は道路、南は住宅、西は住宅、太陽光発電所になっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。
- 20番委員 続きまして、番号8番について報告いたします。許可基準チェックリストに基づき現地調査を行い、第5地区協議会で審議した結果を報告いたします。申請人は生品郵便局を運営しています。現在の郵便局は駐車場も狭く、建物も老朽化しているため、申請地を借り受け移転するものです。現地は●●●●●●●●の跡地であり、北側と西側は道路、東側、南側は耕作農地となっております。周辺農地への支障もないことから、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。
- 2番委員 続いて9番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は東、北は宅地、南は道路、西は農地ですが、周辺農地に支障もないので、許可相当と意見決定しました。
続いて10番について、申請人は法人の農業者で、規模拡大に伴い農機具が増え、父親から農地を借り、農機具置場を建築するものです。現地を確認したところ、東、南、譲渡人の農地、北は宅地、西は水路で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど願います。
- 15番委員 番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は業務拡張に伴い資材置場が不足するので、現場に近い申請地を露天駐車場として譲り受けるものです。現地を確認したところ、藪塚との角地で、東の道路を北へ行きくと畑、西から細い道、取得する畑の南は住宅です。譲渡人は約半分を耕作に、残りになる畑を譲り渡します。現在露天駐車場になっている南と隣接するため、周りの耕作には何の支障もないとみて、許可相当と意見決定しました。
番号7から11番について、再度ご審議のほど願います。

議	長	ただいま、第5地区協議会より番号7番から11番についてご報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号12番と13番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
6番	委員	第6地区協議会で調査した結果を報告します。番号12番と13番について、地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。12番について、譲受人は、現在借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を義理の父から借り受けて、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は、東が道路、北と西と南は義理の父の畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないと思い、許可相当と意見決定しました。
5番	委員	番号13番について、譲受人は両親とともに同居し、農業を営んでいます。子どもたちも成長し、また両親も高齢になり、現在の住宅では不便なため新築しようと計画するものです。住宅の建て替えに伴い調査を行ったところ、敷地の一部が農地であったことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。 番号12番、13番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ただいま、第6地区協議会より番号12番と13番についてご報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号12番と13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号12番と13番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月農業会議に意見聴取した、1月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、4件提出されております。内訳につきましては、田1筆1,657.00 m²、畑4筆314.00 m²、計5筆4,671.00 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、18件提出されております。内訳につきましては、15ページをご覧ください。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。田7筆8,108.00 m²、畑16筆7,059.00 m²、計23筆15,167.00 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は7件となっております。内容につきましては記載のとおりです。続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は12件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。
委 員 なし。

議 長 審議はこれで終わりますが、その他、質問等はございませんか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、以上で第19回定例総会を終了し散会とします。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成31年2月8日（金） 午後3時10分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 15 番

署名委員 18 番